

指 名 競 争 入 札 結 果

担 当 課	企 画 総 務 部 財 政 課	予 定 価 格 (税 抜 き)	9,999,000 円		
工 事 名	魚津市公共下水道事業 (こうなぎ川排水区) こうなぎ川1号雨水幹線実施設計業務委託				
工 事 場 所	魚 津 市 経 田 中 町 外 地 内				
入 札 年 月 日	平 成 30 年 6 月 21 日 (木)		業3002 号		
業 者 名	第 1 回 (円)	消 費 税	落 札 金 額	順 位	摘 要
株式会社 富山測量社	9,700,000	776,000	10,476,000	1	落札
株式会社 東洋設計 新川営業所	9,800,000			3	
株式会社 上智 魚津支店	9,780,000			2	
株式会社 新日本コンサルタント 魚津営業所	9,850,000			4	
北陸コンサルタント株式会社 魚津営業所	9,890,000			5	

調査基準価格 (税抜き)	7,332,000 円
--------------	-------------

指名業者数	第2条による (標準)	第4条による (適用除外理由:)
選定基準	第3条第2項別表による (標準)	第4条による (適用除外理由:)
配慮事項	<small>第3条第2項ただし書による</small> (1) 関連工事 (2) 継続工事 (3) 近接工事 (4) 近接営業所 (5) 格付け業者が少数 (6) その他特別な理由 <small>第3条第3項</small> (1) 不誠実な行為の有無 (2) 経営状況 (3) 当該建設工事等に対する地理的条件 (4) 手持の建設工事等の状況 (5) 当該建設工事等の施工に対する技術的 (6) 安全管理の状況 (7) 労働福祉の状況	

引用:魚津市建設工事等指名業者選定基準

指 名 競 争 入 札 結 果

担 当 課	企 画 総 務 部 財 政 課	予 定 価 格 (税 抜 き)	6, 162, 000 円		
工 事 名	魚津市特定環境保全公共下水道事業 県道大海寺新本町線舗装本復旧工事				
工 事 場 所	魚 津 市 大 海 寺 野 地 内				
入 札 年 月 日	平 成 30 年 6 月 21 日 (木)		第 30008 号		
業 者 名	第 1 回 (円)	消 費 税	落 札 金 額	順 位	摘 要
朝野工業 株式会社	6, 100, 000			2	
株式会社 関口組	6, 080, 000	486, 400	6, 566, 400	1	落札
株式会社 岩崎技建	6, 120, 000			4	
山形建鐵 株式会社	6, 100, 000			2	

調査基準価格 (税抜き)	5, 145, 000 円
--------------	---------------

指名業者数	第2条による (標準)	第4条による (適用除外理由:)
-------	----------------	----------------------

選定基準	第3条(標準)	第3条第2項ただし書による (1)関連工事 (2)継続工事 (3)近接工事 (4)近接営業所 (5)格付け業者が少数 (6)その他特別な理由	第4条による (適用除外理由:)
------	---------	--	----------------------

配慮事項	第3条第3項 (1)不誠実な行為の有無 (2)経営状況 (3)当該建設工事等に対する地理的条件 (4)手持の建設工事等の状況 (5)当該建設工事等の施工に対する技術的 (6)安全管理の状況 (7)労働福祉の状況
------	--

引用:魚津市建設工事等指名業者選定基準

指 名 競 争 入 札 結 果

担 当 課	企 画 総 務 部 財 政 課	予定価格 (税抜き)	4,045,000 円		
工 事 名	魚津市公共下水道事業 (中部処理分区) 市道北鬼江15号線外管渠築造工事				
工 事 場 所	魚 津 市 北 鬼 江 地 内				
入 札 年 月 日	平 成 30 年 6 月 21 日 第 29103 号				
業 者 名	第 1 回 (円)	消 費 税	落 札 金 額	順位	摘要
有限会社 坪崎建設	3,980,000			3	
有限会社 新栄組	3,960,000			2	
有限会社 松倉建設	4,000,000			4	
有限会社 大喜建設	3,950,000	316,000	4,266,000	1	落札
有限会社 村崎組	4,000,000			4	

調査基準価格 (税抜き)	3,388,000 円
--------------	-------------

指名業者数	第2条による (標準)	第4条による (適用除外理由:)
-------	----------------	----------------------

選定基準	第3条第2項別表による (標準)	第3条第2項ただし書による (1)関連工事 (2)継続工事 (3)近接工事 (4)近接営業所 (5)格付け業者が少数 (6)その他特別な理由	第4条による (適用除外理由: 下水道工事)
------	---------------------	--	---------------------------

配慮事項	第3条第3項 (1)不誠実な行為の有無 (2)経営状況 (3)当該建設工事等に対する地理的条件 (4)手持の建設工事等の状況 (5)当該建設工事等の施工に対する技術的 (6)安全管理の状況 (7)労働福祉の状況
------	--

引用:魚津市建設工事等指名業者選定基準